○総務省告示第三百七十九号

政党助成法（平成六年法律第五号。以下「法」という。）第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の令和八年一月一日を基準日とする届出事項の異動の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年十月二日

総務大臣　藤井比早之

政党の名称	異動事項	異動年月日
立憲民主党	支部の数	新　三五三 旧　三五三
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	新　三五二 旧　三五三
		（届出年月日　令和八年六月十日）

○総務省告示第三百八十号

政党助成法（平成六年法律第五号。以下「法」という。）第六条第二項において準用する法第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の令和八年二月九日を基準日とする届出事項の異動の届出があったので、法第六条第二項において準用する法第五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年十月二日

総務大臣　藤井比早之

政党の名称	異動事項	異動年月日
中道改革連合	所属国会議員の住所	新　東京都港区赤坂二―一七―一〇 旧　熊本県熊本市中央区新大江一―二三―三
チームみらい	所属国会議員の住所	新　千葉県市川市市川南三―一―一二 旧　神奈川県鎌倉市岩瀬一―二―一
チームみらい	所属国会議員の住所	新　東京都港区赤坂二―一七―一〇 旧　東京都文京区小石川二―一八―一
日本維新の会	所属国会議員の住所	新　京都府京都市中京区岩上町七五三―一 旧　東京都港区高輪四―六―二九
参政党	会計責任者の住所	新　石川県金沢市みずき一―二二四 旧　石川県羽咋郡志賀町西海風無ヌ八二―一
公明党	支部の数	新　四一八 旧　四一七
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	新　四一八 旧　四一七
		（届出年月日　令和八年四月十七日）

立憲民主党	支部の数	三五三	（届出年月日　令和八年四月二十四日）
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	三五二	
中道改革連合	支部の数	二二六	（届出年月日　令和八年四月二十四日）
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	二二七	
社会民主党	会計監査を行うべき者	氏名　押部　榮哉 住所　福島県福島市南矢野目字日照原二―一〇 生年月日　昭和二十一年六月十一日 選任年月日　令和八年四月二十九日	令和八年四月二十九日
れいわ新選組	支部の数	十六	（届出年月日　令和八年四月三十日）
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	十七	
			（届出年月日　令和八年五月十三日）
社会民主党	会計責任者	氏名　牛越　元 住所　東京都多摩市落合三―四―四 生年月日　昭和四十年十一月二十九日 選任年月日　令和八年五月十三日	令和八年五月十三日
れいわ新選組	支部の数	十五	（届出年月日　令和八年五月十三日）
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	十六	
社会民主党	会計責任者の職務代行者	氏名　中島　修 住所　神奈川県横浜市中区翁町二―七―五 生年月日　昭和五十三年十二月五日 選任年月日　令和八年五月十三日	令和八年五月十三日